

三井鉱山株式会社株式の売却実施について

平成 17 年 12 月 20 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者にかかる全ての残存保有株式について売却を実施しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者の氏名又は名称
三井鉱山株式会社

2. 経緯

平成 15 年 10 月 31 日	支援決定
15 年 12 月 10 日	買取決定
16 年 2 月	事業再生計画に基づく減増資の実施
17 年 3 月	スポンサー 3 社 ^(注1) への保有株式の一部 ^(注2) 譲渡実施
17 年 12 月 16 日	残存保有株式 ^(注3) の売却方針公表
17 年 12 月 20 日(本日)	残存保有株式の売却実施

(注1) 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、新日本製鐵株式会社、住友商事株式会社。

(注2) 株式額面合計 200 億円（普通株式 100 億円、優先株式 100 億円）のうち、普通株式 63 億円相当及び優先株式の全額（100 億円）を譲渡。

(注3) 普通株式 37 億円相当。

3. 売却方法

証券会社を相手方としたブロック・トレードによる一括売却

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437